

議案第 15 号

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 27 年 2 月 24 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及びマンション建替えの円滑化等に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）の一部改正並びに住宅性能評価を受けなければならない性能表示事項を定める件の一部を改正する件（平成 26 年消費者庁・国土交通省告示第 3 号）の施行に伴い、手数料の改定、新設その他所要の改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市手数料条例(昭和31年羽曳野市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第16」を「別表第17」に改める。

別表第10中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律関係」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律関係」に、同表1の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

別表第13の1の項中

「

| | | | |
|----------|---|-----|-----------|
| イ その他の住宅 | 床面積の合計が 200 平方メートル以下のもの | 1 件 | 68,800 円 |
| | 床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以下のもの | 1 件 | 122,400 円 |
| | 床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のもの | 1 件 | 195,900 円 |
| | 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以下のもの | 1 件 | 388,500 円 |
| | 床面積の合計が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以下のもの | 1 件 | 696,500 円 |

| | | | |
|--|--|-----|-------------|
| | 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの | 1 件 | 1,199,300 円 |
| | 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超えるもの | 1 件 | 2,223,500 円 |

」を

「

| | | | |
|---|---|-----|-----------|
| イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書（同法第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価に係る部分について法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合するものに限る。）が交付された一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項において同じ。） | 床面積の合計が 200 平方メートル以下のもの | 1 件 | 22,200 円 |
| | 床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの | 1 件 | 35,200 円 |
| ウ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書（同法第 5 条第 1 項に規定する住宅 | 床面積の合計が 500 平方メートル以下のもの | 1 件 | 67,300 円 |
| | 床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のもの | 1 件 | 107,900 円 |

| | | | |
|---|--|----|------------|
| 性能評価に係る部分について法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合するものに限る。)が交付された共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。) | 床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの | 1件 | 205,200円 |
| | 床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの | 1件 | 353,300円 |
| | 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの | 1件 | 550,300円 |
| | 床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの | 1件 | 1,007,400円 |
| エ その他の住宅 | 床面積の合計が200平方メートル以下のもの | 1件 | 68,800円 |
| | 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの | 1件 | 122,400円 |
| | 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの | 1件 | 195,900円 |
| | 床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの | 1件 | 388,500円 |
| | 床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの | 1件 | 696,500円 |
| | 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの | 1件 | 1,199,300円 |

| | | | |
|--|-----------------------------|-----|-------------|
| | 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超えるもの | 1 件 | 2,223,500 円 |
|--|-----------------------------|-----|-------------|

」に、

同表 2 の項中

「

| |
|--|
| 33,000 円 (構造計算適合性判定を要するものにあっては 36,300 円) |
| 44,000 円 (構造計算適合性判定を要するものにあっては 47,300 円) |
| 60,000 円 (構造計算適合性判定を要するものにあっては 63,300 円) |
| 87,000 円 (構造計算適合性判定を要するものにあっては 90,300 円) |
| 116,000 円 (構造計算適合性判定を要するものにあっては 119,300 円) |
| 275,000 円 (構造計算適合性判定を要するものにあっては 278,300 円) |
| 470,000 円 (構造計算適合性判定を要するものにあっては 473,300 円) |
| 730,000 円 (構造計算適合性判定を要するものにあっては 733,300 円) |

」を

「

| | |
|--|-----------|
| | 33,000 円 |
| | 44,000 円 |
| | 60,000 円 |
| | 87,000 円 |
| | 116,000 円 |
| | 275,000 円 |
| | 470,000 円 |
| | 730,000 円 |

」に

改め、同表 8 の項を 9 の項とし、7 の項を 8 の項とし、6 の項を 7 の項とし、5 の項中

「

| | | |
|--|-----|--------|
| 住宅の品質確保の促進等に関する法律 第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関により法第 6 条第 1 項各号(第 3 号を除く。)に掲げる基準に適合していると認められた住宅 | 1 件 | 1600 円 |
|--|-----|--------|

| | | |
|--------|-----|--|
| その他の住宅 | 1 件 | 12,000 円。ただし、法第 5 条第 4 項第 4 号から第 6 号までに掲げる事項のみの変更の場合については、2,200 円。 |
|--------|-----|--|

」を

「

| | | |
|--|-----|--|
| ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関により法第 6 条第 1 項各号(第 3 号を除く。)に掲げる基準に適合していると認められた住宅 | 1 件 | 1600 円 |
| イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書(同法第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価に係る部分について法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合するものに限る。)が交付された住宅 | 1 件 | 5,500 円。ただし、法第 5 条第 4 項第 4 号から第 6 号までに掲げる事項のみの変更の場合については、2,200 円。 |
| ウ その他の住宅 | 1 件 | 12,000 円。ただし、法第 5 条第 4 項第 4 号から第 6 号までに掲げる事項のみの変更の場合については、2,200 円。 |

」に

改め、同項を同表 6 の項とし、同表 4 の項中「(昭和 25 年法律第 201 号)」を削り、同項を同表 5 の項とし、同表 3 の項中「に係るもの」の次に「で、当該申出をするときに適合判定通知書の提出がない場合」を加え、同項を同表 4 の項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

| | | | | |
|---|---|--|----|----------|
| 3 | 法第6条第2項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出(建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条第4項ただし書に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの同項ただし書に規定する建築主事による法第6条第2項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)に規定する審査(以下この表において「構造計算適合性審査」という。)を行う長期優良住宅建築等計画に係るもので、当該申出をするときに建築基準法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書(以下この表において「適合判定通知書」という。)の提出がない場合に限る。)に対する審査 | 審査を行う床面積の合計が200平方メートル以下のもの | 1件 | 117,100円 |
| | | 審査を行う床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの | 1件 | 140,000円 |
| | | 審査を行う床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの | 1件 | 162,800円 |
| | | 審査を行う床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの | 1件 | 185,700円 |
| | | 審査を行う床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの | 1件 | 221,900円 |
| | | 審査を行う床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの | 1件 | 294,700円 |
| | | 審査を行う床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの | 1件 | 541,300円 |

別表第13備考1の(3)中「第6条第5項」を「第6条の3第1項」に改め、同表備考1の(4)中「第20条第2号イ」を「第20条第1項第2号イ」に、「同条」を「同項」に改め、同表備考2中「1の項」の次に「(イ欄は除く。)」を加え、「とし、イ欄」を「、ウ欄」に改め、算出した額が5,500円に満たない場合は、その手数料の額は5,500円、エ欄」に改

め、同表備考 3 中「建築物」を「住宅」に改め、同表備考 3 の(2)中「この項において」を「この表において」に改め、同表備考 3 の(3)中「この項において」を「この表において」に改め、同表備考 3 の(3)のイの(ア)中「前号」を「ア」に改め、同表備考 6 中「4 の項」を「5 の項」に改め、同表備考 6 を同表備考 9 とし、同表備考 5 中「5 の項の下欄」を「6 の項(ア欄は除く。)」に、「建築物の住宅部分」を「建築物の他の住宅部分」に改め、同表備考 5 を同表備考 8 とし、同表備考 4 中「3 の項」を「4 の項」に、「確認済証の交付があった構造計算適合性判定を要する住宅の計画又は法第 6 条第 5 項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる構造計算適合性判定を行う長期優良住宅建築等計画」を「適合判定通知書の交付があった住宅の計画又は長期優良住宅建築等計画」に改め、同表備考 4 を同表備考 6 とし、同表備考 6 の次に次のように加える。

- 7 この表の 4 の項に定める金額は、構造計算適合性判定が行われる 1 の住宅ごと(建築基準法第 20 条第 2 項に規定する建築物の部分にあつては、当該建築物の部分ごと)の額とし、認定の申請ごとに 3,300 円を加えた額とする。

別表第 13 備考 3 の次に次のように加える。

- 4 この表の 3 の項において「審査を行う床面積」とは、構造計算適合性審査に係る住宅(住宅部分以外の部分を有する建築物の部分である住宅にあつては、当該建築物。備考 5 から 7 までにおいて同じ。)の床面積をいう。ただし、建築基準法第 6 条の 3 第 1 項ただし書に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの同項ただし書に規定する建築主事による同法第 6 条第 4 項に規定する審査若しくは同法第 18 条第 3 項に規定する審査が行われて確認済証の交付があった住宅の計画又は構造計算適合性審査が行われて法第 6 条第 5 項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる長期優良住宅建築等計画を変更して住宅の建築をする場合については、構造計算適合性審査に係る住宅の床面積(床面積の増加する部分がある場合にあつては、当該増加に係る部分の床面積に 2 を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積を加えた面積)に 0.5 を乗じて得た面積とする。
- 5 この表の 3 の項に定める金額は、構造計算適合性審査が行われる 1 の住宅ごと(建築基準法第 20 条第 2 項に規定する建築物の部分にあつては、当該建築物の部分ごと)の額とする。

別表第 14 の 1 の項中「5 の項」を「6 の項」に改め、同表 2 の項中

「

| |
|--|
| 33,000 円 (構造計算適合性判定を要するものにあつては 36,300 円) |
| 44,000 円 (構造計算適合性判定を要するものにあつては 47,300 円) |
| 60,000 円 (構造計算適合性判定を要するものにあつては 63,300 円) |
| 87,000 円 (構造計算適合性判定を要するものにあつては 90,300 円) |
| 116,000 円 (構造計算適合性判定を要するものにあつては 119,300 円) |
| 275,000 円 (構造計算適合性判定を要するものにあつては 278,300 円) |
| 470,000 円 (構造計算適合性判定を要するものにあつては 473,300 円) |
| 730,000 円 (構造計算適合性判定を要するものにあつては 733,300 円) |

」を

「

| |
|-----------|
| 33,000 円 |
| 44,000 円 |
| 60,000 円 |
| 87,000 円 |
| 116,000 円 |
| 275,000 円 |
| 470,000 円 |
| 730,000 円 |

」に

改め、同表 6 の項を 7 の項とし、5 の項を 6 の項とし、4 の項を 5 の項とし、3 の項中「(法第 53 条第 1 項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下この表において同じ。)に係るもの」を「に係るもので、当該申出をするときに適合判定通知書の提出がない場合」に改め、同項を同表 4 の項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

| | | | | |
|---|--|--|-----|-----------|
| 3 | 法第 54 条第 2 項(法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による申出(建築基準法第 18 条第 4 項ただし書に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの同項ただし書に規定する建築 | 審査を行う床面積の合計が 200 平方メートル以下のもの | 1 件 | 117,100 円 |
| | | 審査を行う床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以下のもの | 1 件 | 140,000 円 |
| | | 審査を行う床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のもの | 1 件 | 162,800 円 |
| | | 審査を行う床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの | 1 件 | 185,700 円 |

| | | | |
|--|--|-----|-----------|
| 主事による法第 54 条 第 2 項(法第 55 条第 2 項において準用する 場合を含む。)に規定 する審査(以下この表 において「構造計算適 合性審査」という。) を行う低炭素建築物 新築等計画(法第 53 条 第 1 項に規定する低炭 素建築物新築等計画 をいう。以下この表に おいて同じ。)に係る もので、当該申出をす るときに建築基準法 第 6 条の 3 第 7 項に規 定する適合判定通知 書(以下この表におい て「適合判定通知書」 という。)の提出がな い場合に限る。)に対 する審査 | 審査を行う床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの | 1 件 | 221,900 円 |
| | 審査を行う床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下のもの | 1 件 | 294,700 円 |
| | 審査を行う床面積の合計が 50,000 平方メートルを超えるもの | 1 件 | 541,300 円 |

別表第 14 備考 1 の(2)中「第 6 条第 5 項」を「第 6 条の 3 第 1 項」に改め、同表備考 1 の(3)中「第 20 条第 2 号イ」を「第 20 条第 1 項第 2 号イ」に、「同条」を「同項」に改め、同表備考 2 中「5 の項」を「6 の項」に改め、同表備考 2 の(2)中「次の各号」を「次」に、「当該各号」を「それぞれ次」に改め、同表備考 2 の(2)のア中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同表備考 2 の(2)のイ中「前号」を「ア」に改め、同表備考 6 中「4 の項」を「5 の項」に改め、同表備考 6 を同表備考 8 とし、同表備考 5 中「3 の項」を「4 の項」に、「(建築基準法第 86 条の 7 第 2 項に規定する独立部分にあつては、当該独立部分ごと)の額」を「(建築基準法第 20 条第 2 項

に規定する建築物の部分にあつては、当該建築物の部分ごと)の額とし、認定の申請ごとに3,300円を加えた額」に改め、同表備考5を同表備考7とし、同表備考4中「3の項」を「4の項」に、「確認済証の交付があつた構造計算適合性判定を要する建築物の計画又は法第54条第5項の規定により確認済証の交付があつたものとみなされる構造計算適合性判定を行う低炭素建築物新築等計画」を「適合判定通知書の交付があつた建築物の計画又は低炭素建築物新築等計画」に改め、同表備考4を同表備考6とし、同表備考6の前に次のように加える。

4 この表の3の項において「審査を行う床面積」とは、構造計算適合性審査に係る建築物の床面積をいう。ただし、建築基準法第6条の3第1項ただし書に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの同項ただし書に規定する建築主事による同法第6条第4項に規定する審査若しくは同法第18条第3項に規定する審査が行われて確認済証の交付があつた建築物の計画又は構造計算適合性審査が行われて法第54条第5項の規定により確認済証の交付があつたものとみなされる低炭素建築物新築等計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合については、構造計算適合性審査に係る建築物の床面積(床面積の増加する部分がある場合にあつては、当該増加に係る部分の床面積に2を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積を加えた面積)に0.5を乗じて得た面積とする。

5 この表の3の項に定める金額は、構造計算適合性審査が行われる1の建築物ごと(建築基準法第20条第2項に規定する建築物の部分にあつては、当該建築物の部分ごと)の額とする。

別表第16を別表第17とし、別表第15を別表第16とし、別表第14の次に次の1表を加える。

別表第15(第2条関係)

マンション建替え等の円滑化に関する法律関係

| 項 | 事務 | 単位 | 金額 |
|---|---|----|----------|
| 1 | マンション建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第105条第1項の規定による許可の申請に対する審査 | 1件 | 160,000円 |

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第 13 の 1 の項、別表第 13 の 5 の項、別表第 13 備考 2 及び別表第 13 備考 5 の改正規定 平成 27 年 4 月 1 日

(2) 別表第 10 の改正規定 平成 27 年 5 月 29 日

(3) 別表第 13 の 2 の項の改正規定、別表第 13 に 3 の項を加える改正規定、別表第 13 の 3 の項の改正規定、別表第 13 の 4 の項の改正規定、別表第 13 の 8 の項を 9 の項とし、7 の項を 8 の項とし、6 の項を 7 の項とする改正規定、別表第 13 備考 1 の改正規定、別表第 13 備考に 4 及び 5 を加える改正規定、別表第 13 備考 4 の改正規定、別表第 13 備考に 7 を加える改正規定、別表第 13 備考 6 の改正規定及び別表第 14 の改正規定(別表第 14 備考 2 の(2)の改正規定を除く。) 平成 27 年 6 月 1 日

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第 13 及び別表第 14 の規定は、この条例の施行の日以後に行われた申請に係る手数料について適用し、同日前に行われた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

羽曳野市手数料条例 新旧対照表

| 新 | | | | | 旧 | | | | | | |
|--|---|--|-----------------------|----|---|---------|--|--|--------------|-----------------------|----|
| (手数料を徴収する事務及び金額) 第2条 手数料を徴収する事務並びに手数料の単位及び金額は、別表第1から別表第17までに掲げるとおりとする。 第3条～第6条 省略 附則 省略 別表第1～別表第9 省略 別表第10(第2条関係) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律関係 | | | | | (手数料を徴収する事務及び金額) 第2条 手数料を徴収する事務並びに手数料の単位及び金額は、別表第1から別表第16までに掲げるとおりとする。 第3条～第6条 省略 附則 省略 別表第1～別表第9 省略 別表第10(第2条関係) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律関係 | | | | | | |
| 項 | 事務 | | | 単位 | 金額 | 項 | 事務 | | | 単位 | 金額 |
| 1 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下この表において「法」という。)第19条第1項の規定に基づく飼養の登録 | | | 省略 | | 1 | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下この表において「法」という。)第19条第1項の規定に基づく飼養の登録 | | | 省略 | |
| 2・3 | 省略 | | | | | 2・3 | 省略 | | | | |
| 別表第11・別表第12 省略 別表第13(第2条関係) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係 | | | | | 別表第11・別表第12 省略 別表第13(第2条関係) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係 | | | | | | |
| 項 | 事務 | | | 単位 | 金額 | 項 | 事務 | | | 単位 | 金額 |
| 1 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。)第5条第1項から第 | ア 省略 | | | 1件 | 22,200円 | 1 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。)第5条第1項から第3項までの | ア 省略 | | |
| | | イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(同法第5条第1項に規定する住宅性能評価に係る部分について | 床面積の合計が200平方メートル以下のもの | | | | | | イ その他 の住宅 | 床面積の合計が200平方メートル以下のもの | 1件 |
| | | | | | | | | 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの | 1件 | 122,400円 | |

| | | | | | | | | |
|------------------------|---|--|----|----------|------------------|---|----|------------|
| 3 項までの規定による認定の申請に対する審査 | <u>法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合するものに限る。)</u> が交付された一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項において同じ。) | <u>床面積の合計が200平方メートルを超えるもの</u> | 1件 | 35,200円 | 規定による認定の申請に対する審査 | <u>床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの</u> | 1件 | 195,900円 |
| | <u>ウ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(同法第5条第1項に規定する住宅性能評価に係る部分について法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合するものに限る。)</u> が交付 | <u>床面積の合計が500平方メートル以下のもの</u> | 1件 | 67,300円 | | <u>床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの</u> | 1件 | 388,500円 |
| | | <u>床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの</u> | 1件 | 107,900円 | | <u>床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの</u> | 1件 | 696,500円 |
| | | <u>床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの</u> | 1件 | 205,200円 | | <u>床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの</u> | 1件 | 1,199,300円 |
| | | | | | | <u>床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの</u> | 1件 | 2,223,500円 |

| | | | | | | | | | | |
|---|--|--|--|-----|-------------|---|--|--|-----|---|
| | | | 床面積の合計が 1,000 平方メー トルを超え 3,000 平方メー トル以下のもの | 1 件 | 388,500 円 | | | | | |
| | | | 床面積の合計が 3,000 平方メー トルを超え 5,000 平方メー トル以下のもの | 1 件 | 696,500 円 | | | | | |
| | | | 床面積の合計が 5,000 平方メー トルを超え 10,000 平方メ ートル以下のも の | 1 件 | 1,199,300 円 | | | | | |
| | | | 床面積の合計が 10,000 平方メ ートルを超える もの | 1 件 | 2,223,500 円 | | | | | |
| 2 | 法第 6 条第 2 項(法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による申出に対する審査 | | 床面積の合計が 100 平方メー トル以下のもの | 1 件 | 33,000 円 | 2 | 法第 6 条第 2 項(法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による申出に対する審査 | 床面積の合計が 100 平方メー トル以下のもの | 1 件 | 33,000 円(構造計算適合性判定を要するものにあつては 36,300 円) |
| | | | 床面積の合計が 100 平方メー トルを超え 200 平 方メートル以下 のもの | 1 件 | 44,000 円 | | | 床面積の合計が 100 平方メー トルを超え 200 平 方メートル以下 のもの | 1 件 | 44,000 円(構造計算適合性判定を要するものにあつては 47,300 円) |

| | | | | | | | | | |
|--|--|---|-----|------------------|--|--|---|-----|--|
| | | 床面積の合計が 200 平方メー トルを超え 500 平 方メートル以下 のもの | 1 件 | <u>60,000 円</u> | | | 床面積の合計が 200 平方メー トルを超え 500 平 方メートル以下 のもの | 1 件 | 60,000 円(構 造計算適合 性判定を要 するものに あっては 63,300 円) |
| | | 床面積の合計が 500 平方メー トルを超え 1,000 平方メートル以 下のもの | 1 件 | <u>87,000 円</u> | | | 床面積の合計が 500 平方メー トルを超え 1,000 平方メートル以 下のもの | 1 件 | 87,000 円(構 造計算適合 性判定を要 するものに あっては 90,300 円) |
| | | 床面積の合計が 1,000 平方メー トルを超え 2,000 平方メー トル以下のもの | 1 件 | <u>116,000 円</u> | | | 床面積の合計が 1,000 平方メー トルを超え 2,000 平方メー トル以下のもの | 1 件 | 116,000 円 (構造計算適 合性判定を 要するもの にあっては 119,300 円) |
| | | 床面積の合計が 2,000 平方メー トルを超え 10,000 平方メ ートル以下のも の | 1 件 | <u>275,000 円</u> | | | 床面積の合計が 2,000 平方メー トルを超え 10,000 平方メ ートル以下のも の | 1 件 | 275,000 円 (構造計算適 合性判定を 要するもの にあっては 278,300 円) |
| | | 床面積の合計が 10,000 平方メ ートルを超え 50,000 平方メ ートル以下のも の | 1 件 | <u>470,000 円</u> | | | 床面積の合計が 10,000 平方メ ートルを超え 50,000 平方メ ートル以下のも の | 1 件 | 470,000 円 (構造計算適 合性判定を 要するもの にあっては 473,300 円) |

| | | | | | | | | | |
|---|---|--|------------|------------------|--|--|--|-----|---|
| | | 床面積の合計が 50,000 平方メ ートルを超える もの | 1 件 | <u>730,000 円</u> | | | 床面積の合計が 50,000 平方メ ートルを超える もの | 1 件 | <u>730,000 円</u> (構造計算適 合性判定を 要するもの にあっては 733,300 円) |
| 3 | 法第 6 条第 2 項(法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による申出(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 18 条第 4 項ただし書に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの同項ただし書に規定する建築主事による法第 6 条第 2 項(法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する審査(以下この表において「構造計算適合性審査」という。)を行う長期優良住宅建築等計画に係るもので、当該申出をするときに建築基準法第 6 条の 3 第 7 項に規定する適合判定通知書(以下この表において「適合判定 | 審査を行う床面積の合計が <u>200 平方メー トル以下のもの</u> | <u>1 件</u> | <u>117,100 円</u> | | | | | |
| | | 審査を行う床面積の合計が <u>200 平方メー トルを超え 500 平 方メートル以 下のもの</u> | <u>1 件</u> | <u>140,000 円</u> | | | | | |
| | | 審査を行う床面積の合計が <u>500 平方メー トルを超え 1,000 平方メートル 以下のもの</u> | <u>1 件</u> | <u>162,800 円</u> | | | | | |

| | | | | |
|---|---|----|----------|--|
| <u>通知書」という。)の提出 がない場合に限る。)に対 する審査</u> | <u>審査を行う床面 積の合計が 1,000平方メー トルを超え 2,000平方メー トル以下のもの</u> | 1件 | 185,700円 | |
| | <u>審査を行う床面 積の合計が 2,000平方メー トルを超え 10,000平方メ ートル以下のも の</u> | 1件 | 221,900円 | |
| | <u>審査を行う床面 積の合計が 10,000平方メ ートルを超え 50,000平方メ ートル以下のも の</u> | 1件 | 294,700円 | |
| | <u>審査を行う床面 積の合計が 50,000平方メ ートルを超える もの</u> | 1件 | 541,300円 | |

| | | | | | | |
|--|---|-----------|--|----------|---|-----------|
| | <p>4 法第 6 条第 2 項(法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による申出(構造計算適合性判定を行う長期優良住宅建築等計画に係るもので、<u>当該申出をするときに適合判定通知書の提出がない場合に限る。</u>)に対する審査</p> | <p>省略</p> | | <p>3</p> | <p>法第 6 条第 2 項(法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による申出(構造計算適合性判定を行う長期優良住宅建築等計画に係るものに限る。)に対する審査</p> | <p>省略</p> |
|--|---|-----------|--|----------|---|-----------|

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|------------|---------------|--|---|---|----|-------------------|---|------------|---------------|
| 5 | 法第 6 条第 2 項(法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による申出(建築基準法第 87 条の 2 に規定する昇降機に係る部分を含む長期優良住宅建築等計画に係るものに限る。)に対する審査 | 省略 | | | | 4 | 法第 6 条第 2 項(法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による申出(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 87 条の 2 に規定する昇降機に係る部分を含む長期優良住宅建築等計画に係るものに限る。)に対する審査 | 省略 | | | | |
| 6 | 法第 8 条第 1 項の変更の認定 | ア <u>住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関により法第 6 条第 1 項各号(第 3 号を除く。)に掲げる基準に適合していると認められた住宅</u> | <u>1 件</u> | <u>1600 円</u> | | | | 5 | 法第 8 条第 1 項の変更の認定 | <u>住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関により法第 6 条第 1 項各号(第 3 号を除く。)に掲げる基準に適合していると認められた住宅</u> | <u>1 件</u> | <u>1600 円</u> |

| | | | | |
|---|----|--|----|--|
| | | イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(同法第5条第1項に規定する住宅性能評価に係る部分について法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合するものに限る。)が交付された住宅 | 1件 | 5,500円。ただし、法第5条第4項第4号から第6号までに掲げる事項のみの変更の場合については、2,200円。 |
| | | ウ その他の住宅 | 1件 | 12,000円。ただし、法第5条第4項第4号から第6号までに掲げる事項のみの変更の場合については、2,200円。 |
| 7 | 省略 | | | |
| 8 | 省略 | | | |
| 9 | 省略 | | | |

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1)・(2) 省略
- (3) 構造計算適合性判定 建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定をいう。

| | | | | |
|---|----|--------|----|--|
| | | その他の住宅 | 1件 | 12,000円。ただし、法第5条第4項第4号から第6号までに掲げる事項のみの変更の場合については、2,200円。 |
| 6 | 省略 | | | |
| 7 | 省略 | | | |
| 8 | 省略 | | | |

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1)・(2) 省略
- (3) 構造計算適合性判定 建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定をいう。

(4) 大臣認定プログラム 建築基準法第20条第1項第2号イの規定によるプログラム又は同項第3号イの規定によるプログラムをいう。

2 この表の1の項(イ欄は除く。)について、建築をしようとする住宅が住宅部分である場合に限り、事務の欄に掲げる区分ごとに定める金額を同時にしようとする他の認定の申請(当該住宅部分を有する建築物の他の住宅部分に係るものに限る。)すべての数に1を加えた数で除して得た額(その額に100円未満の端数がある場合は、これを100円に切り上げた額)とする。ただし、同項のア欄にあっては算出した額が1,600円に満たない場合は、その手数料の額は1,600円、ウ欄にあっては算出した額が5,500円に満たない場合は、その手数料の額は5,500円、エ欄にあっては算出した額が12,000円に満たない場合は、その手数料の額は12,000円とする。

3 この表の2の項の床面積の合計の算定については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積(建築基準法第86条の8第1項の規定による認定(同条第3項の認定を含む。)に係る住宅にあっては、当該各号に定める面積に0.5を乗じて得た面積)とする。

(1) 省略

(2) 住宅の増築をする場合(増築後に既存の住宅と当該増築に係る部分が同一の住宅になる場合に限る。) 増築に係る部分の床面積に、増築に係る部分以外の部分の床面積に0.1を乗じて得た面積を加えた面積。ただし、既存の住宅について、平成12年6月1日以降に建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付(以下この表において「確認済証の交付」という。)があった場合(法第6条第5項(法第8条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))により確認済証の交付があったものとみなされる場合を含む。)は、増築に係る部分の床面積とする。

(3) 確認済証の交付があった住宅の計画又は法第6条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる法第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画(住宅の建築に係る部分に限る。以下この表において「長期優良住宅建築等計画」という。)を変更して住宅の建築をする場合 当該計画を変更する部分の床面積(次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める面積をいう。)に0.5を乗じて得た面積

ア 省略

イ 床面積の増加する部分がある場合 次に掲げる面積の合計

(4) 大臣認定プログラム 建築基準法第20条第2号イの規定によるプログラム又は同条第3号イの規定によるプログラムをいう。

2 この表の1の項について、建築をしようとする住宅が住宅部分である場合に限り、事務の欄に掲げる区分ごとに定める金額を同時にしようとする他の認定の申請(当該住宅部分を有する建築物の他の住宅部分に係るものに限る。)すべての数に1を加えた数で除して得た額(その額に100円未満の端数がある場合は、これを100円に切り上げた額)とする。ただし、同項のア欄にあっては算出した額が1,600円に満たない場合は、その手数料の額は1,600円とし、イ欄にあっては算出した額が12,000円に満たない場合は、その手数料の額は12,000円とする。

3 この表の2の項の床面積の合計の算定については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積(建築基準法第86条の8第1項の規定による認定(同条第3項の認定を含む。)に係る建築物にあっては、当該各号に定める面積に0.5を乗じて得た面積)とする。

(1) 省略

(2) 住宅の増築をする場合(増築後に既存の住宅と当該増築に係る部分が同一の住宅になる場合に限る。) 増築に係る部分の床面積に、増築に係る部分以外の部分の床面積に0.1を乗じて得た面積を加えた面積。ただし、既存の住宅について、平成12年6月1日以降に建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付(以下この項において「確認済証の交付」という。)があった場合(法第6条第5項(法第8条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))により確認済証の交付があったものとみなされる場合を含む。)は、増築に係る部分の床面積とする。

(3) 確認済証の交付があった住宅の計画又は法第6条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる法第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画(住宅の建築に係る部分に限る。以下この項において「長期優良住宅建築等計画」という。)を変更して住宅の建築をする場合 棟該計画を変更する部分の床面積(次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める面積をいう。)に0.5を乗じて得た面積

ア 省略

イ 床面積の増加する部分がある場合 次に掲げる面積の合計

(ア) 床面積の増加する部分を除いた部分につきアに定める面積の算定方法により算定された面積の合計

(イ) 省略

4 この表の3の項において「審査を行う床面積」とは、構造計算適合性審査に係る住宅(住宅部分以外の部分を有する建築物の部分である住宅にあっては、当該建築物。備考5から7までにおいて同じ。)の床面積をいう。ただし、建築基準法第6条の3第1項ただし書に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの同項ただし書に規定する建築主事による同法第6条第4項に規定する審査若しくは同法第18条第3項に規定する審査が行われて確認済証の交付があった住宅の計画又は構造計算適合性審査が行われて法第6条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる長期優良住宅建築等計画を変更して住宅の建築をする場合については、構造計算適合性審査に係る住宅の床面積(床面積の増加する部分がある場合にあつては、当該増加に係る部分の床面積に2を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積を加えた面積)に0.5を乗じて得た面積とする。

5 この表の3の項に定める金額は、構造計算適合性審査が行われる1の住宅ごと(建築基準法第20条第2項に規定する建築物の部分にあっては、当該建築物の部分ごと)の額とする。

6 この表の4の項において「判定を行う床面積」とは、構造計算適合性判定に係る住宅の床面積をいう。ただし、適合判定通知書の交付があった住宅の計画又は長期優良住宅建築等計画を変更して住宅の建築をする場合については、構造計算適合性判定に係る住宅の床面積(床面積の増加する部分がある場合にあつては、当該増加に係る部分の床面積に2を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積を加えた面積)に0.5を乗じて得た面積とする。

7 この表の4の項に定める金額は、構造計算適合性判定が行われる1の住宅ごと(建築基準法第20条第2項に規定する建築物の部分にあっては、当該建築物の部分ごと)の額とし、認定の申請ごとに3,300円を加えた額とする。

8 この表の6の項(ア欄は除く。)について、法第5条第4項第4号から第6号までに掲げる事項のみの変更で建築をしようとする住宅が住宅部分である場合に限り、2,200円を同時に申請しようとする他の変更の認定(当

(ア) 床面積の増加する部分を除いた部分につき前号に定める面積の算定方法により算定された面積の合計

(イ) 省略

4 この表の3の項において「判定を行う床面積」とは、構造計算適合性判定に係る住宅の床面積をいう。ただし、確認済証の交付があった構造計算適合性判定を要する住宅の計画又は法第6条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる構造計算適合性判定を行う長期優良住宅建築等計画を変更して住宅の建築をする場合については、構造計算適合性判定に係る住宅の床面積(床面積の増加する部分がある場合にあつては、当該増加に係る部分の床面積に2を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積を加えた面積)に0.5を乗じて得た面積とする。

5 この表の5の項の下欄について、法第5条第4項第4号から第6号までに掲げる事項のみの変更で建築をしようとする住宅が住宅部分である場合に限り、2,200円を同時に申請しようとする他の変更の認定(当該住宅部

該住宅部分を有する建築物の他の住宅部分に係るものに限る。)すべての数に1を加えた数で除して得た額(その額に100円未満の端数がある場合は、これを100円に切り上げた額)とする。ただし、その額が100円に満たない場合は、その手数料の額は、100円とする。

- 9 この表は、書類又は図書のみにより申請又は申出を行う場合に適用するものとし、同表の2の項及び5の項について、磁気ディスク等(磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。)により申出を行う場合においては、それぞれに定める額から2,000円を減じた額とする。

別表第14(第2条関係)

都市の低炭素化の促進に関する法律関係

| 項 | 事務 | | 単位 | 金額 |
|---|--|--|----|----|
| 1 | 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。) | ア 住宅(人の居住の用に供する建築物又は建築物の部分に限る。以下この項及び6の項において同じ。) | | 省略 |
| | | 省略 | | |

分を有する建築物の住宅部分に係るものに限る。)すべての数に1を加えた数で除して得た額(その額に100円未満の端数がある場合は、これを100円に切り上げた額)とする。ただし、その額が100円に満たない場合は、その手数料の額は、100円とする。

- 6 この表は、書類又は図書のみにより申請又は申出を行う場合に適用するものとし、同表の2の項及び4の項について、磁気ディスク等(磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。)により申出を行う場合においては、それぞれに定める額から2,000円を減じた額とする。

別表第14(第2条関係)

都市の低炭素化の促進に関する法律関係

| 項 | 事務 | | 単位 | 金額 |
|---|--|--|----|----|
| 1 | 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。) | ア 住宅(人の居住の用に供する建築物又は建築物の部分に限る。以下この項及び5の項において同じ。) | | 省略 |
| | | 省略 | | |

| | | | | | | | | | |
|---|--|-------------------------------------|----|----------------|---|--|-------------------------------------|----|--|
| 2 | 法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出に対する審査 | 床面積の合計が100平方メートル以下のもの | 1件 | <u>33,000円</u> | 2 | 法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出に対する審査 | 床面積の合計が100平方メートル以下のもの | 1件 | <u>33,000円</u> (構造計算適合性判定を行うものにあつては36,300円) |
| | | 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの | 1件 | <u>44,000円</u> | | | 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの | 1件 | <u>44,000円</u> (構造計算適合性判定を行うものにあつては47,300円) |
| | | 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの | 1件 | <u>60,000円</u> | | | 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの | 1件 | <u>60,000円</u> (構造計算適合性判定を行うものにあつては63,300円) |
| | | 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの | 1件 | <u>87,000円</u> | | | 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの | 1件 | <u>87,000円</u> (構造計算適合性判定を行うものにあつては90,300円) |

| | | | | | | | | | |
|----------|--|---|-----------|-----------------|--|--|---|----|---|
| | | 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの | 1件 | <u>116,000円</u> | | | 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの | 1件 | <u>116,000円</u> (構造計算適合性判定を行うものにあつては <u>119,300円</u>) |
| | | 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの | 1件 | <u>275,000円</u> | | | 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの | 1件 | <u>275,000円</u> (構造計算適合性判定を行うものにあつては <u>278,300円</u>) |
| | | 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの | 1件 | <u>470,000円</u> | | | 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの | 1件 | <u>470,000円</u> (構造計算適合性判定を行うものにあつては <u>473,300円</u>) |
| | | 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの | 1件 | <u>730,000円</u> | | | 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの | 1件 | <u>730,000円</u> (構造計算適合性判定を行うものにあつては <u>733,300円</u>) |
| <u>3</u> | <u>法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)</u> の規定による申出(建築基準法 | <u>審査を行う床面積の合計が200平方メートル以下のもの</u> | <u>1件</u> | <u>117,100円</u> | | | | | |

| | | | |
|--|---|----|----------|
| <p>第18条第4項ただし書に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの同項ただし書に規定する建築主事による法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)に規定する審査(以下この表において「構造計算適合性審査」という。)を行う低炭素建築物新築等計画(法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下この表において同じ。)に係るもので、当該申出をするときに建築基準法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書(以下この表において「適合判定通知書」という。)の提出がない場合に限る。)に対する審査</p> | <p>審査を行う床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの</p> | 1件 | 140,000円 |
| | <p>審査を行う床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの</p> | 1件 | 162,800円 |
| | <p>審査を行う床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの</p> | 1件 | 185,700円 |
| | <p>審査を行う床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの</p> | 1件 | 221,900円 |
| | <p>審査を行う床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの</p> | 1件 | 294,700円 |
| | <p>審査を行う床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの</p> | 1件 | 541,300円 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|---|---|-----------------|-----------|-----------------|-----------------|-----------|--|-----------------|-----------|--|--|-----------------|-----------|--|
| <p><u>4</u></p> | <p>法第 54 条第 2 項(法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による申出(構造計算適合性判定を行う低炭素建築物新築等計画に係るもので、当該申出をするとき <u>適合判定通知書の提出がない場合に限る。</u>)に対する審査</p> | <p>省略</p> | <p><u>5</u></p> | <p>省略</p> | | <p><u>6</u></p> | <p>省略</p> | | <p><u>7</u></p> | <p>省略</p> | | | | | |
| | <p><u>3</u></p> | <p>法第 54 条第 2 項(法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による申出(構造計算適合性判定を行う低炭素建築物新築等計画(法第 53 条第 1 項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下この表において同じ。)に係るものに限る。)に対する審査</p> | <p>省略</p> | | <p><u>4</u></p> | <p>省略</p> | | | <p><u>5</u></p> | <p>省略</p> | | | <p><u>6</u></p> | <p>省略</p> | |

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 省略
 - (2) 構造計算適合性判定 建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定をいう。
 - (3) 大臣認定プログラム 建築基準法第20条第1項第2号イの規定によるプログラム又は同項第3号イの規定によるプログラムをいう。
- 2 この表の1の項(同表の6の項において同じ。)において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 省略
 - (2) 登録住宅性能評価機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める者をいう。
 - ア 住宅のみの用途に供する建築物(共用部分を含む。)又は建築物の部分に係る認定の場合 登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下この表において同じ。)又は登録建築物調査機関(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関をいう。以下この表において同じ。)
 - イ アの建築物以外の建築物の認定の場合 登録住宅性能評価機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関に限る。) 又は登録建築物調査機関
- 3 省略
- 4 この表の3の項において「審査を行う床面積」とは、構造計算適合性審査に係る建築物の床面積をいう。ただし、建築基準法第6条の3第1項ただし書に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの同項ただし書に規定する建築主事による同法第6条第4項に規定する審査若しくは同法第18条第3項に規定する審査が行われて確認済証の交付があった建築物の計画又は構造計算適合性審査が行われて法第54条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる低炭素建築物新築等計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合については、構造計算適合性審査に係る建築物の床面積(床面積の増加する部分がある場合)にあっては、当

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 省略
 - (2) 構造計算適合性判定 建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定をいう。
 - (3) 大臣認定プログラム 建築基準法第20条第2号イに規定するプログラム又は同条第3号イに規定するプログラムをいう。
- 2 この表の1の項(同表の5の項において同じ。)において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 省略
 - (2) 登録住宅性能評価機関等 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
 - ア 住宅のみの用途に供する建築物(共用部分を含む。)又は建築物の部分に係る認定の場合 登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下この表において同じ。)又は登録建築物調査機関(エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関をいう。以下この表において同じ。)
 - イ 前号の建築物以外の建築物の認定の場合 登録住宅性能評価機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関に限る。) 又は登録建築物調査機関
- 3 省略

該増加に係る部分の床面積に2を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積を加えた面積)に0.5を乗じて得た面積とする。

5 この表の3の項に定める金額は、構造計算適合性審査が行われる1の建築物ごと(建築基準法第20条第2項に規定する建築物の部分にあっては、当該建築物の部分ごと)の額とする。

6 この表の4の項において「判定を行う床面積」とは、構造計算適合性判定に係る建築物の床面積をいう。ただし、適合判定通知書の交付があった建築物の計画又は低炭素建築物新築等計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合については、構造計算適合性判定に係る建築物の床面積(床面積の増加する部分がある場合)にあっては、当該増加に係る部分の床面積に2を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積を加えた面積)に0.5を乗じて得た面積とする。

7 この表の4の項に定める金額は、構造計算適合性判定が行われる1の建築物ごと(建築基準法第20条第2項に規定する建築物の部分にあっては、当該建築物の部分ごと)の額とし、認定の申請ごとに3,300円を加えた額とする。

8 この表は、書類又は図書のみにより申請又は申出を行う場合に適用するものとし、同表の2の項及び5の項について、磁気ディスク等(磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。)により申出を行う場合においては、それぞれに定める額から2,000円を減じた額とする。

別表第15(第2条関係)

マンション建替え等の円滑化に関する法律関係

| 項 | 事務 | 単位 | 金額 |
|---|---|----|----------|
| 1 | マンション建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第105条第1項の規定による許可の申請に対する審査 | 1件 | 160,000円 |

別表第16(第2条関係) 省略

別表第17(第2条関係) 省略

4 この表の3の項において「判定を行う床面積」とは、構造計算適合性判定に係る建築物の床面積をいう。ただし、確認済証の交付があった構造計算適合性判定を要する建築物の計画又は法第54条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる構造計算適合性判定を行う低炭素建築物新築等計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合については、構造計算適合性判定に係る建築物の床面積(床面積の増加する部分がある場合)にあっては、当該増加に係る部分の床面積に2を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積を加えた面積)に0.5を乗じて得た面積とする。

5 この表の3の項に定める金額は、構造計算適合性判定が行われる1の建築物ごと(建築基準法第86条の7第2項に規定する独立部分にあっては、当該独立部分ごと)の額とする。

6 この表は、書類又は図書のみにより申請又は申出を行う場合に適用するものとし、同表の2の項及び4の項について、磁気ディスク等(磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。)により申出を行う場合においては、それぞれに定める額から2,000円を減じた額とする。

別表第15(第2条関係) 省略

別表第16(第2条関係) 省略